

重症心身障害者の障害福祉サービス支給決定に当たっての留意点について

1 療養介護の利用希望者があった場合の事務の流れ

① 障害支援区分の認定調査を行い、対象者か否かの判断をする。

※療養介護の利用対象者は、医療を要する障害者であって常時介護を要するものとされており、次に該当する者

ア：筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を行う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が6の者

イ：筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が5以上の者

→ 上記ア、イの該当者については→下記⑤へ

なお、過去に重症心身障害児との判定を受けている者についての確認は、児童相談所へ問い合わせてください。

→ 過去に重症心身障害の判定を受けていない者については、重症心身障害に該当するか判断が必要です。→下記②へ

② 判定を受けていない場合、まずは、「療育手帳・身体障害者手帳」の障害程度・等級を確認する。

・ 療育手帳を取得していない場合

～ 知的障害者更生相談所で知的障害について判定し、重度の知的障害（A）に該当するか確認する。

・ 身体障害者手帳（肢体不自由）を所持していない場合

～ 身体障害者手帳の申請をしてもらい、重度の肢体不自由（1・2級）に該当するか確認する。

③ 重度の知的障害（A）かつ重度の肢体不自由（1・2級）に該当することが確認できた場合は、認定調査項目のうち「歩行」が、「全面的な支援が必要」に該当するか確認する。

④ 上記②、③に加え、医師の意見書等の記載事項を参考に、市町村において重症心身障害者であるか否かの判断を行う。

⑤ 支給要否決定にあたっては、必要に応じ、市町村審査会等の意見を聴くことも可能。

⑥ 上記の手続きを経て療養介護の利用対象者と判断した場合は、事業所への待機登録の手続きを進める。

2 短期入所及び施設入所支援の利用希望者について

・ 短期入所及び施設入所支援の利用者について、上記1の流れを参考に、重症心身障害者であると判断した場合は、事務処理要領に基づき受給者証に記入してください。